

令和3年度答申第4号
令和4年2月28日

高槻市長 濱田 剛史 様

高槻市個人情報保護運営審議会
会 長 片 桐 直 人

答 申 書

令和3年12月3日付け高総法第776号で諮問のあった事項について、別紙のとおり答申する。

1 諮問の経緯

本市では、昭和62年4月1日の高槻市個人情報保護条例（以下「個人情報保護条例」という。）の施行後、公正な市政と個人の尊厳を確保し、市民の基本的人権の擁護に資するよう、各実施機関において個人情報の適正な収集等が行われてきた。

他方、国においては、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立及び個人情報保護制度の国際的な調和を図るため、個人情報の保護に関する法律が改正されることとなり、令和3年5月19日に公布された。改正後の同法（以下「改正法」という。）では、個人情報の定義や、個人情報の収集・利用・提供に係る制限規定が統一化されるなど、民間事業者、国の行政機関、地方公共団体等において異なっていた制度体系が抜本的に見直されており、このうち地方公共団体に直接関係する改正部分については、令和5年4月に施行される見通しとなっている。

改正法の施行後は、全国共通のルールの下、国のガイドライン等に基づく制度運営を行うこととなるところ、一部の事項については、地域の実情に応じて地方公共団体の条例で定めることができることとされたため、今般、本市の個人情報保護制度の在り方について、個人情報保護条例第23条の2第1項の規定により、高槻市個人情報保護運営審議会（以下「当審議会」という。）に諮問されたものである。

2 審議内容

(1) 条例要配慮個人情報を条例で定める必要性（諮問事項1）

改正法は、「本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪歴、犯罪により害を被った事実、障がいの有無、健診結果、診療内容、刑事事件の手續に関する情報等」を「要配慮個人情報」と位置付け、民間部門においてはこれらの要配慮個人情報について「本人同意のない収集の禁止」や「本人の事前同意を必要としない第三者提供の例外（オプトアウト）からの除外」といった取扱上の制限規定を設けている。他方で、実施機関を含む行政部門に関しては、個人情報の類型（属性）にかかわらず、目的達成に必要な範囲を超える収集・利用・提供を制限すべきとの観点から、要配慮個人情報に特化した制限規定は設けられていない。

その上で、改正法第60条第5項には、地方公共団体は本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等を「条例要配慮個人情報」として条例に定めることができる旨が定められているところ、その取扱いに関して国は「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン案（行政機関等編）」において「地方公共団体

が固有のルールを付加することは許容されない」旨の見解を示している。

実施機関においては、DVや虐待に関する情報等、条例要配慮個人情報に該当し得る個人情報を収集・保有するケースが想定されるが、条例要配慮個人情報に係る制限規定を設けることができない点を考慮すれば、現時点において、条例要配慮個人情報を定める必要性は認められない。

(2) 法定の個人情報ファイル簿とは別の帳簿の作成・公表を条例で定める必要性（諮問事項2）

改正法第75条第5項においては、「条例で定めることにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することも可能である」旨が定められている。

この点、実施機関においては、既に個人情報ファイル簿と性質が近い「個人情報ファイル届出書」を作成しており、個人情報ファイル簿であれば比較的円滑に整備できると見込まれることや、自己情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求（以下「開示等請求」という。）を容易にするという観点からは、法定の個人情報ファイル簿の公表で足りていると考えられることから、現時点において、個人情報ファイル簿とは別の帳簿を新たに作成し、公表しなければならないことを条例で定める必要性は認められない。

(3) 死者の個人情報に係る開示等請求の取扱い（諮問事項3）

国においては、開示等請求の対象となる「保有個人情報」に死者情報は含まれていない。しかし、「死者の個人情報はその遺族の情報として保護すれば足りる」との考えから、死者情報がその遺族の情報として整理できる場合には、当該遺族からの開示等請求を受け付けることとされており、実質的に本市と同様の対応となっている。そして、改正法の解釈・運用においても同様の考え方が踏襲されていることから、運用上の対応として、次の場合には死者情報に対する開示等請求を引き続き認めることが望ましい。

ア 開示等請求者の個人情報でもある情報

死者名義の個人情報であっても、開示等請求者の個人情報でもある次の情報については、当然に開示等請求が認められる。

(ア) 死者である被相続人から相続した財産に関する情報

(イ) 死者である被相続人から相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する情報

(ウ) 死者の情報が、開示等請求者自身の権利（近親者固有の慰謝料請求権など）の情報にもなっている場合における当該死者の情報

イ 開示等請求者が死者と特に密接な関係にあり、開示等請求者の個人情

報とみなす情報

開示等請求者の個人情報ではないが、死者と特に密接な関係にあったことから、当該死者の個人情報を開示等請求者の個人情報とみなすことのできる情報があると考えられ、次のような場合においては、開示等請求者の個人情報とみなして開示等請求を認める。ただし、開示等により、死者の権利利益が侵害されるときは、これを認めない。

(ア) 未成年の死者に関する情報について、その法定代理人であった者が請求するとき。

(イ) 死者の医療、看護、介護、事件・事故その他これに類する情報について、その父母、兄弟姉妹、配偶者及び子が開示等請求をするとき。

(4) 高槻市情報公開条例（以下「情報公開条例」という。）における公開情報及び非公開情報との調整の必要性（諮問事項4）

改正法第78条第2項により読み替えて適用する同条第1項本文においては、条例で情報公開制度における公開情報あるいは非公開情報との整合性を図ることができる旨が定められている。これを踏まえ、改正法と情報公開条例の規定を比較検討した結果、両者の規定内容には異なる部分が認められたが、以下の理由により当該部分について条例で定める必要性は認められない。

ア 開示請求者以外の個人情報（第三者情報）

改正法第78条第1項第2号ただし書ハでは、不開示とする「第三者情報」から、公務員等の職及び職務遂行情報が除かれているが、情報公開条例第6条第1項第1号ただし書ウにおいては、これらの情報に加え「公務員等の氏名」が除かれており、情報公開条例の方が「公務員等の氏名」の分だけ公開範囲が広い。

しかし、当該「公務員等の氏名」については、改正法第78条第1項第2号ただし書イに定める情報として開示されることとなるため、結果として両制度間に齟齬^{そご}は生じない。

イ 法令秘情報

情報公開条例第6条第1項第6号で非公開とされている「法令秘情報」については、改正法においてこれに相当する規定がないため、改正法の方が法令秘情報の分だけ開示範囲が広い。

しかし、法令の規定により本人への開示が禁じられている情報は、そもそも想定し難く、現に開示請求に対して、実施機関が個人情報保護条例第13条第3項第1号（法令秘情報）に該当することを理由に非開示とした実績はない。

(5) 「存否応答拒否処分」に係る附属機関への報告（諮問事項5）

現行の個人情報保護条例第13条第6項では、実施機関は存否応答拒否処分をした場合には、速やかに、その旨を当審議会に報告しなければならない旨が規定されているが、改正法にはこれに相当する規定がない。しかし、存否応答拒否処分は、本人による開示請求権の行使に対して事実上、実施機関が一切の対応を拒否するものであることから、その適用に当たっては特に慎重な検討が求められ、このことは改正法に基づき当該処分を行う場合であっても同様である。

そして、当該処分の安易な適用を抑止し、個人情報保護制度の適正な運営を確保するためには、存否応答拒否処分を行った場合に附属機関への報告を必須とすることは有効な措置になると言える。

したがって、現行と同様に、存否応答拒否処分に係る附属機関への報告義務を条例で定めておくことが望ましい。

(6) 開示等請求に係る決定期限（諮問事項6・8）

改正法においては、開示請求に係る当初の決定期限及び開示等請求に係る決定期間延長後の期限までの日数がそれぞれ条例よりも増えている。

しかし、実施機関によれば、過去の運用実績において期限までに処理ができなかった事例はないとのことであり、また、決定期限の短縮を許容するとの国の見解を踏まえ、一部の近隣自治体では従来の期限（改正法よりも短い期限）のまま運用できるよう、期限の短縮を条例化することが積極的に検討されているとのことである。

以上を踏まえれば、過去の運用状況に鑑みると、開示等請求に係る決定期限等の日数の増加は実務上の必要性に欠けると言え、また、そのような中で改正法の規定どおりに運用することは、本市における個人情報保護制度の後退となることから、現行と同様の日数とする旨を条例に定めることが望ましい。

(7) 手数料（諮問事項7）

改正法の施行に伴い、写しの交付に要する費用は、従来の「実費」から「実費の範囲内の手数料」に変更されるところ、複合機賃借料の単価変動、情報公開制度や行政不服審査制度における写しの交付に要する費用との均衡のほか、請求者にとっての利用のしやすさを考慮し、モノクロコピー及びカラーコピーに係る手数料額は、現行の実費相当額と同額とすることが望ましい。

なお、光ディスクその他の電磁的記録媒体による写しの交付については、交付方法そのものが情報化の進展状況に左右されるものであるから、具体的な交付方法及びその手数料額は、現行と同様に条例の施行規則で定めるのが妥当である。

(8) 審査請求等があった場合における諮問機関（諮問事項9・11）

改正法の施行に伴い、これまで当審議会が担任してきた事項のうち、本人外収集、目的外利用、外部提供、電算処理等に関する審議については廃止され、今後は、諮問頻度の低い「特定個人情報保護評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いに関する事項」及び「個人情報保護制度の運営に関する重要事項」に限定される見込みである。そのため、当審議会が単独の附属機関として存続する場合、担任する事務量が少ないためにその必要性が問われることとなる。

この点、実施機関からは、当審議会の担当事務と高槻市個人情報保護審査会、高槻市情報公開審査会及び高槻市行政不服審査会の担当事務を合わせて所掌する新たな附属機関を設置する案が提示されているところ、各制度の関連性、担当事務の性質、運営方法の効率性等を踏まえると、一定の合理性が認められる。

ただし、新たな附属機関の設置に当たっては、委員の事務負担の軽減、適正な委員報酬の在り方、市民等の声を十分に反映した制度運営等について検討を行い、円滑な移行と安定的な運営が可能となるよう努められたい。

(9) 行政機関等匿名加工情報に係る手数料（諮問事項10）

現在、実施機関においては、行政機関等匿名加工情報に係る提案募集は行われておらず、改正法の施行後においても、経過措置期間中はこれを行わないこととしている。

したがって、行政機関等匿名加工情報の利活用に係る具体的な事務手続が生じることのない現段階において、行政機関等匿名加工情報の加工に係る手数料額を条例で定める必要性は認められない。

3 審議結果

以上のことから、当審議会は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う個人情報保護制度の見直しについて承認する。

4 結び

改正法の施行に伴い、本市を含む全国の地方公共団体においては、それぞれ

独自に運用されてきた個人情報保護制度が一つの区切りを迎えることとなる。

個人情報保護制度は、多くの地方公共団体が国に先行して条例を整備し、発展させてきた点で、地方自治の象徴的存在である。反面、個人情報の定義が全国的に統一されておらず、同一の情報であってもその取扱いルールが地方公共団体ごとに異なっているなどの課題があることも否定できない。グローバル化やデジタル社会の著しい進展に伴い、個人情報の「保護」及び「利活用」の両面においてそれらの課題が顕在化してきたものと解され、それゆえに、今回の法改正では、国、地方公共団体等が共通理解の下に個人情報を取り扱うことを定めることとなったものである。

改正法の施行後は、これまで当審議会が担任してきた事務の多くが廃止され、実施機関における個人情報保護の実務が変容することとなる。しかし、個人情報の収集、利用、提供、保管及び廃棄の各段階において適切に保護措置を講じることなど、個人情報保護に関する取組の本質は何ら変わるものではない。実施機関においては、これまでの当審議会の審議において出された意見を踏まえるとともに、今後は必要に応じて国の個人情報保護委員会に対して改正法の解釈・運用に係る助言を求めるなど、市民等の個人情報を厳格に取り扱うための最大限の努力を行い、本市における個人情報保護制度が引き続き円滑かつ適正に運営されることを期待する。